

板橋区乳幼児の発達を支援する関係機関連絡会運営要領

(令和6年5月17日 福祉部長決定)

(目的)

第1条 この要領は、乳幼児の発達を支援する関係機関連絡会（通称：発達ネット（以下「連絡会」という。））の運営を円滑に進めるために、基本的な事項を定める。

(設置)

第2条 連絡会は、乳幼児の心身の発達の支援に関する情報交換を行い、関係機関が担っている役割を有機的に組み合わせ、共通課題について検討し協力関係を築くために乳幼児の発達支援に係る実務者の会議として設置する。

(連絡会の構成)

第3条 連絡会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 会長は、福祉部長とする。

3 副会長は、障がいサービス課長及び母子保健担当の健康福祉センター所長にある者をもって充てる。

4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(所掌事務)

第4条 連絡会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 乳幼児の発達支援についての情報と課題に関すること。

(2) 乳幼児の発達支援に関わる関係機関のネットワークの充実・強化に関すること。

(3) その他、乳幼児の発達支援につながること。

(会の開催)

第5条 会長は、必要に応じて副会長及び委員を招集し、連絡会を主宰する。

2 会長に事故のあるときは、障がいサービス課長にあるものの副会長がその職務を代理する。

(庶務)

第6条 連絡会の庶務は、障がいサービス課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、連絡会の運営に関して必要な事項は会長が定める。

付則

この要領は、福祉部長決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

「乳幼児の発達を支援する関係機関連絡会」委員名簿

別表

No	所 属	備考
1	心身障害児総合医療療育センター（小児科医）	
2	板橋区医師会（小児科医）	
3	日本大学医学部附属板橋病院	
4	帝京大学医学部附属病院	
5	北療育医療センター 通園科代表	
6	心身障害児総合医療療育センター 通園科長	
7	高島特別支援学校 教育相談担当	
8	桐が丘特別支援学校 支援部代表	
9	大塚ろう学校乳幼児教育相談担当	
10	板橋区内各児童発達支援事業者 責任者	
11	板橋区内各児童発達支援センター 責任者	
12	板橋区発達障がい者支援センター 所長	
13	教育委員会事務局指導室 特別支援教育係長	
14	教育支援センター 教育相談係長	
15	板橋区立幼稚園長 代表	
16	板橋区私立幼稚園協会 代表	
17	児童館長 代表	
18	保育運営課 保育運営・給食係長	
19	板橋区立保育園長 代表	
20	板橋区内私立保育園長 代表	
21	障がい政策課 計画推進係長	
22	障がい政策課 認定給付・指導係長	
23	障がい政策課 関係係長	検討課題に応じて別途協議する
24	子ども家庭総合支援センター 支援課 地域連携推進係長	
25	福祉部長	会長
26	障がいサービス課長	副会長
27	健康福祉センター所長（母子保健担当）	副会長
28	健康福祉センター 保健指導係長（母子保健担当）	
29	健康福祉センター 保健指導係 代表	
	子ども発達支援センター 所長	事務局
	子ども発達支援センター 相談担当 代表	事務局
	障がいサービス課 関係係長	事務局
	障がいサービス課 障がい児支援係	事務局